

宮崎県における体験コンテンツ等販売促進業務委託
企画提案競技実施要領

1 目 的

訪日旅行の形態が個人旅行（F I T）へ大きくシフトし、オンライン上の旅行コンテンツを直接予約する傾向が強まる中、県内観光事業者が提供し、インターネット上で、O T A（Online Travel Agent）のプラットフォーム等を介して予約できる観光コンテンツについて、発信する重要性が高まっている。また、日本の地方を旅行する外国人の中には、地域の文化・歴史・自然に裏打ちされた、目的地の魅力を深く楽しむことのできる、より高付加価値な体験型のコンテンツが求める旅行者が少なくない。

本事業では、海外、特に欧州、米国、豪州等の市場に対し、海外O T Aサイトで掲載されている本県の体験型コンテンツのプロモーションを行うことで、ネット上で体験型コンテンツを販売する県内事業者の販路拡大を後押し、また、訪日外国人旅行者の県内滞在日数の増加、県内観光消費額の増大を図ることを目的とする。

2 委託の内容

宮崎県における体験コンテンツ等販売促進業務委託仕様書のとおり

3 委託期間

契約締結日から令和9年2月19日（金）まで

4 委託費用（委託上限額）

5, 0 0 0, 0 0 0円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

※ この金額は契約時の予定価格を示すものではない。

※ 履行までに要する全ての経費を含む。

※ 委託料の支払いは、委託業務完了後、精算払いとする。

5 参加資格要件

以下の全てを満たす者

- (1) 本業務と同種、同規模以上の業務を、国、地方公共団体、独立行政法人、都道府県観光協会等から受注し、業務履行した実績を1件以上有する者で、受託業務に関するノウハウを有し、かつ当該受託業務を円滑に遂行するための必要な経営基盤を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者。
- (4) この公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けていないこと。
- (5) 宮崎県暴力団排除条例（平成23年宮崎県条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団又は代表者及び役員が同条第4号に規定する暴力団関係者ではない者。
- (6) 都道府県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）に未納がないこと。
- (7) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について、特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。
- (8) 政治活動及び宗教活動を主たる活動の目的としていないこと。
- (9) その他、県との協議に真摯に対応し、事務処理を遅滞なく処理できること。

6 日 程

- | | |
|----------------|----------------------|
| (1) 実施公告 | 令和8年7月16日（木） |
| (2) 質問書受付期限 | 令和8年7月23日（木）午後5時 |
| (3) 参加申込期限 | 令和8年7月27日（月）午後5時 |
| (4) 企画提案書等提出期限 | 令和8年8月3日（月）午後5時 |
| (5) 企画提案書の審査 | 令和8年8月4日（火）頃～ ※ 書類審査 |
| (6) 審査結果通知 | 令和8年8月10日（月）頃予定 |

7 企画提案競技への参加申込

- (1) 提出方法 本企画提案競技に参加を希望する者は、電子メールで別紙様式1を提出すること
- (2) 提出先 本要領13（書類提出及び問合せ先）を参照
- (3) 提出期限 令和8年7月27日（月）午後5時
※ 行き違いを防ぐため、送信後、「13 書類提出及び問合せ先」記載の連絡先まで送信した旨電話連絡を行うこと。

8 質問及び回答

- (1) 提出方法 電子メールで別紙様式2を提出すること
- (2) 提出先 本要領13（書類提出及び問合せ先）を参照
- (3) 提出期限 令和8年7月23日（木）午後5時
※ 行き違いを防ぐため、送信後、「13 書類提出及び問合せ先」記載の連絡先まで送信した旨電話連絡を行うこと。
- (4) 回答方法 質問者を匿名化した上で、企画提案競技参加申込者全員に電子メールで回答する。

9 企画書等の提出

- (1) 提出書類
- ① 企画提案書（別紙様式3）
 - ② 企画提案添付資料
- 【留意事項】
- ア 仕様書に定める業務の進め方や提案事項（提案のあった事項については委託料の範囲内で実施するものとする）についての説明を任意様式（ただし、A4サイズとする）で作成し、提出すること。
- イ 以下の項目については必ず記載すること。
- 1) 掲載を予定している媒体名
 - 2) 本業務の責任（予定）者
 - 3) 業務スケジュール
- ③ 見積書（任意様式）※各業務の積算内容が分かるように記載すること。
 - ④ 誓約書（別紙様式4）
 - ⑤ 法人概要書（別紙様式5）
 - ⑥ 法人概要（既存資料・パンフレットで可）
 - ⑦ 「①企画提案書」に記載した受注実績に関する契約書・仕様書の写し（2件分）
- (2) 提出方法等
- ① 提出方法 上記(1)の書類をデータ形式PDFファイルとし、電子メールで提出すること。電子メールにより難しい場合は、A4サイズに印刷したものを6部送付すること（必着）。
 - ② 提出先 本要領13（書類提出及び問合せ先）を参照

③ 提出期限 令和8年8月3日（金）午後5時まで（必着）

※ 行き違いを防ぐため、送信後、「13 書類提出及び問合せ先」記載の連絡先まで送信した旨電話連絡を行うこと。

10 審査等

(1) 審査方法

審査委員が、申込者の提出書類により、別紙の審査基準に従って書面審査を行う。

(2) 選定方法

- ・ 企画提案書の内容について、審査委員会を構成する委員ごとに、「審査基準書」の配点に基づき採点し、合計得点が300点以上（※1）であった者のうち、最も合計得点の高い提案を行った者を委託先候補者として選定する。

※ 1：100点×委員5名×6割＝300点

- ・ 上記の結果、最高点が複数者あった場合は、審査委員会の協議により1者を委託先候補者として選定する。
- ・ 提案者が1者のみであった場合は、合計得点が300点以上であることをもって、当該1者を委託先候補者とする。
- ・ 選定結果については、採択・不採択にかかわらず、企画提案協議参加者に対し、書面にて通知する。
- ・ 委員の合計点数が最低基準点である300点（満点100点×5人×6割）以上になった参加者がいなかったときは、受託候補者を決定しない。

(3) 審査結果の通知

令和8年8月10日（月）頃（予定）に、申込者に文書で通知する。

11 契約の締結

上記の審査により選定された最も優れた提案を行った提案者を契約締結候補者として本業務委託に関して必要な協議を行う（その際、企画提案書の内容は、協議の上、変更する場合があります。）ものとし、協議が合意に至った場合は、契約の手続きを行う。

なお、候補者との間での協議が合意に至らなかった場合は、次に順位の高い提案者を候補者として必要な協議を行う。

契約保証金については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第101条の規定による。

12 その他留意事項

(1) 本企画提案競技及び本業務委託を通じて、法令を遵守すること。

(2) 提案にあたっては、調査や分析の手法を整理し、具体的に提案すること。また、調査・報告等のスケジュールを提案すること。

(3) 企画提案に要する一切の費用は、本企画提案に参加する者の負担とする。

(4) 提出された企画提案書等は返却しない。

(5) 応募者が次のいずれかに該当する場合はその企画提案は無効とする。

- ① 参加申込書等の提出以降契約締結までに、本要領中「5 参加資格要件」に定める要件の一つでも満たさなくなった場合、又は満たしていないことが判明した場合
- ② 提出期限内に企画提案書の提出がなされなかった場合
- ③ 提出書類に虚偽の記載をした場合
- ④ 審査の公平性に影響を与える行為を行った場合
- ⑤ 提案書の内容が、公示した仕様又は条件に明らかに適合しないとき
- ⑥ 2件以上の企画提案をしたとき
- ⑦ その他無効とするに足る事実が明らかになった場合

(6) 契約手続きに要する費用は受託者負担とする。

(7) 企画提案競技結果（事業名、契約者名、得点、参加者数）については、県庁ホームページ

ジで公表する。

(8) この要領に定めのない事項については、宮崎県財務規則による。

13 書類提出及び問合せ先

宮崎県商工観光労働部観光推進課海外誘致・MICE担当

所在地：〒880-8501 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番1号

E-mail:kanko-suishin@pref.miyazaki.lg.jp 電話：0985-26-7530